

## 川辺町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

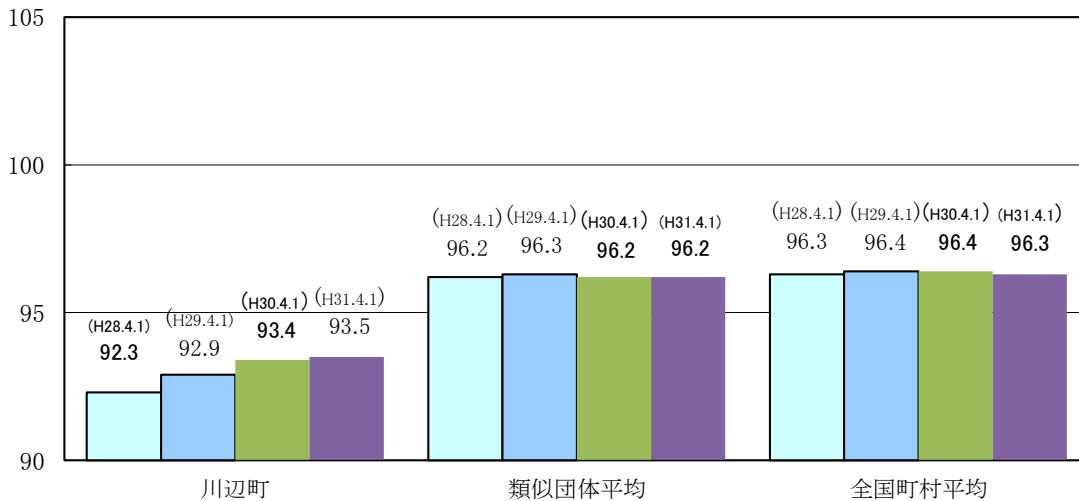
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	10,346	4,885,997	219,612	829,360	17.0	16.6

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類型平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
30年度	91	311,952	43,337	124,932	480,221	5,277	5,515

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 (書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動により

(4) 給与改定の状況 \* 川辺町は人事委員会を設置していない

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	円	円	円	%	%	%
-	-	-	( % )	-	-	-

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。□

②特別給(期末・勤労手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	月	月	月	月	月	月
-	-	-	-	-	-	-

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤労手当の年間支給月数である。□

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施】 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合は、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成31年4月1日  
 (内容) 当町の職員に該当するすべての給料表(行政職給料表・単純労務職給料表・福祉職給料表)については、国と同じ給料表を適用しているため、国と同様の見直しを実施。  
 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒程度の初任給を1,500円、高卒者の初任給を2,000円引き上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所定の改定(平均改定率0.1%)

②地域手当の見直し 川辺町は地域手当の制度なし

③その他の見直し内容 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)  
 住居手当について国と同様に見直しを実施(平成31年4月1日実施)

(6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川辺町	40.8 歳	299,852 円	346,442 円	321,042 円
岐阜県	42.4 歳	326,600 円	411,196 円	361,645 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	302,709 円	358,865 円	325,904 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員						民 間			参 考
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
川辺町	57.2 歳	5 人	247,020 円	249,120 円	249,120 円	—	—	—	—	
うち 用 務 員	57.0 歳	4 人	263,300 円	265,400 円	265,400 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.25	
岐阜県	46.6 歳	128 人	279,700 円	323,446 円	296,675 円	—	—	—	—	
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—	
類似団体	51.5 歳	6 人	283,039 円	303,329 円	290,930 円	—	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員	民間	C/D
川辺町	—	—	—
うち 用 務 員	4,356,485 円	2,883,400 円	1.51

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28～30年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川辺町	33.2 歳	251,883 円	268,190 円	261,590 円
岐阜県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	43.1 歳	332,689 円	—	385,624 円
類似団体	39.2 歳	275,711 円	300,603 円	283,946 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		川辺町	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	190,800 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	155,800 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	153,500 円	- 円
	中学卒	- 円	144,500 円	- 円
福祉職	大学卒	183,200 円	- 円	- 円
	短大卒	170,700 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,000 円	319,000 円	355,100 円	該当者なし 円
	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	319,000 円	361,200 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	中学卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円

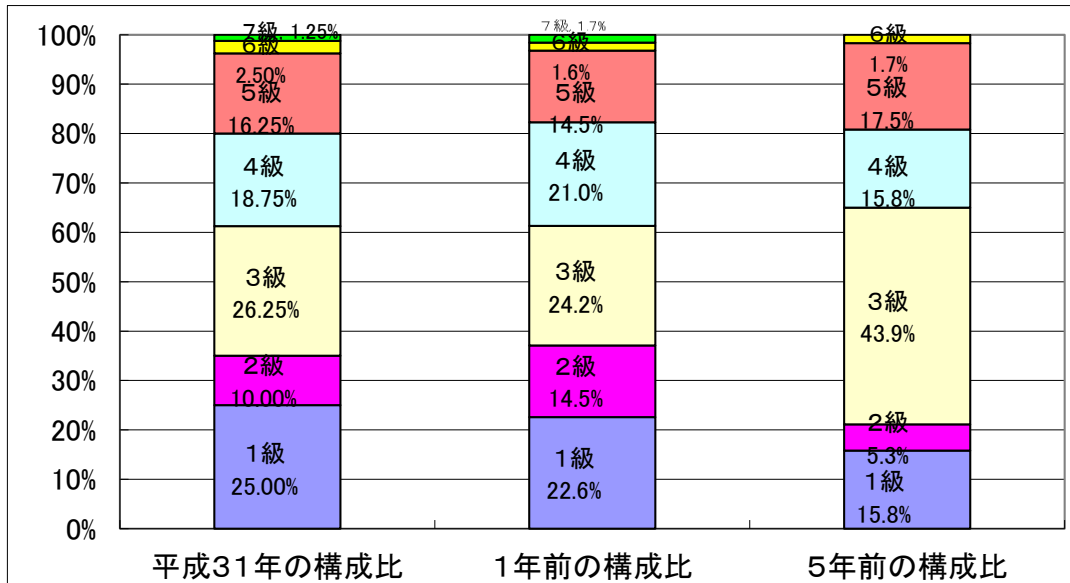
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	人 20	% 25.00	円 144,100	円 247,600
2 級	主任の職務	人 8	% 10.00	円 194,000	円 304,200
3 級	主査の職務	人 21	% 26.25	円 230,000	円 350,000
4 級	課長補佐及び主任主査の職務	人 15	% 18.75	円 263,000	円 381,000
5 級	課長、局長、室長、対策監、主幹の職務	人 13	% 16.25	円 288,900	円 393,000
6 級	課長、局長、室長の職務	人 2	% 2.50	円 319,200	円 410,200
7 級	参事、課長の職務	人 1	% 1.25	円 362,900	円 444,900

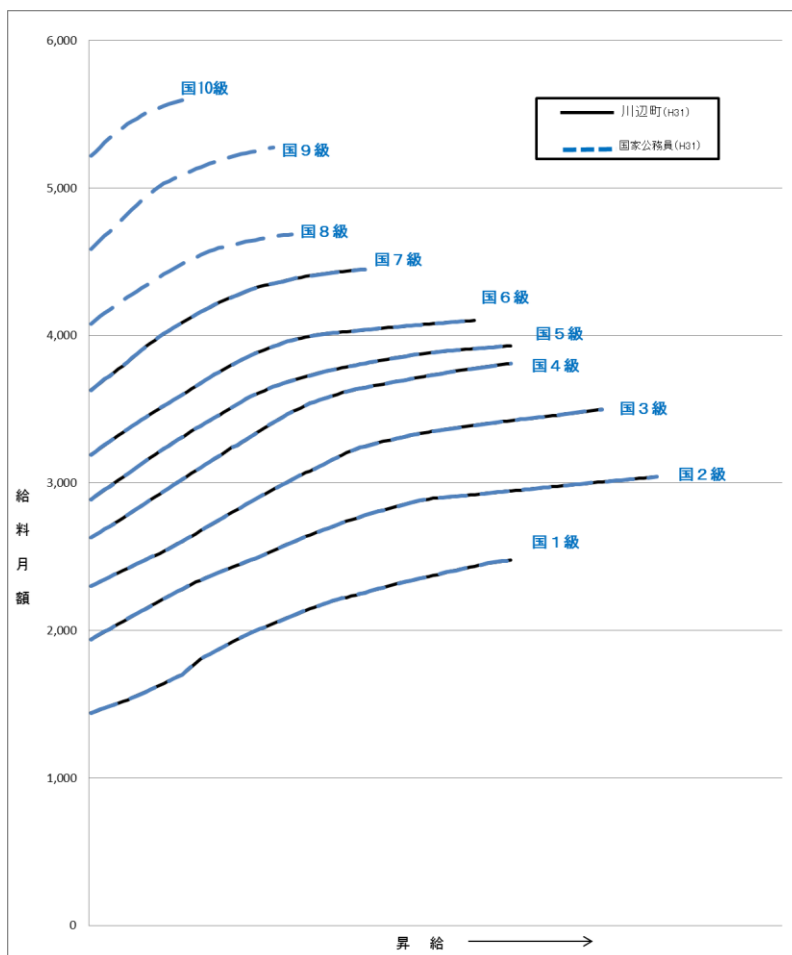
(注)1 川辺町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年4月1日から6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 辺 町	岐 阜 県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,352 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,715 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算15%、25%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当

川 辺 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分	最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 2,855 千円 21,632 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

\* 川辺町は制度無し

支給実績(○年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(○年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
—	— %	— 人	— %	
—	— %	— 人	— %	

## (4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度実績)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、患者若しくは疑いのある患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理	0千円	

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	18,224 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	299 千円
支給実績(平成29年度決算)	18,030 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	256 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職・教育職員等・制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 16歳から22歳の子に5,000円加算	同じ		10,966 千円	267,454 円
住居手当	賃貸住宅を借受し、一定額以上の家賃を払っている者 限度月額27,000円	同じ		5,740 千円	273,348 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 最高限度額55,000円 自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000~31,600円 ※片道2km以上の者に支給	同じ		4,807 千円	56,551 円
管理職手当	定額	異なる	算定割合が低い	7,112 千円	508,029 円
単身赴任手当	基礎月額 23,000円	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	1回 4,400円	同じ		1,065 千円	22,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	654,800	円	(参考)Ⅲ-1における最高/最低額 846,000 円 / 518,000 円		
	副市町村長	( )	円	円 / 円		
報 酬	議 長	266,200	円	354,000	円 /	247,000 円
	副 議 長	206,900	円	306,000	円 /	193,000 円
	議 員	190,900	円	288,000	円 /	175,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(平成30年度支給割合)				
	副市町村長	4.45	月分			
議 長	議 長	(平成30年度支給割合)				
	副 議 長	4.45	月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 在職年方式		(1期の手当額) 13,096,000 円	(支給時期) 任期満了時	
	副市町村長			円		
備 考						

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

\*川辺町は、条例により平成21年10月1日から副町長を置かないことにしている。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

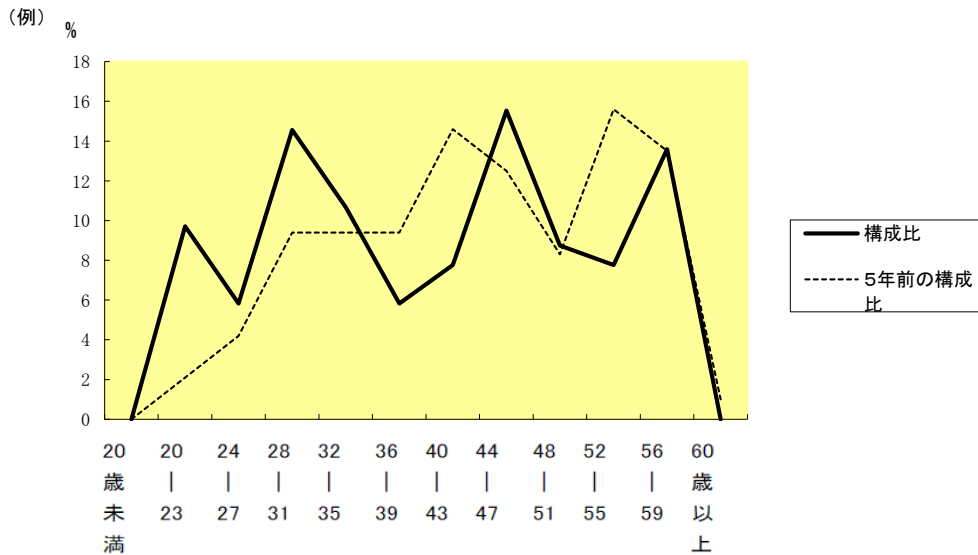
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成31年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	
		総務	20	20	0	
		税務	7	7	0	
		農水	5	5	0	
		商工	2	2	0	
		土木	9	7	△ 2	組織改正に伴う大部門間の移動(△2)
		民生	23	23	0	
		衛生	7	7	0	
	計	75	73	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.82 人)	
	教育部門	16	18	2	子ども子育て支援関連(2)	
消防部門						
小 計	91	91	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.0 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 104.40 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1	0		
	下 水	2	4	2		
	その他(国保・介護)	7	7	0	組織改正に伴う大部門間の移動(2)	
小 計	10	12	2			
合 計		101	103	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.6 人	
		[ 117 ]	[ 117 ]			

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2)年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	6人	15人	11人	6人	8人	16人	9人	8人	14人	0人	103人

(3)職員の推移

(単位 : 人・%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	過去5年間の増減数(%)
一般行政	69	72	72	72	75	73	4 (5.8%)
教育	17	15	16	17	16	18	1 (5.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	86	87	88	89	91	91	5 (5.8%)
公営企業等会計等	10	10	10	10	10	12	2 (20%)
総合計	96	97	98	99	101	103	7 (7.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	231,086	44,109	8,448	3.7	3.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	1	4,245	610	1,233	6,088	6,088

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川 辺 町	47.0 歳	357,200 円	555,301 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

川 辺 町		川辺町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)	
1,692 千円		1,352 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分	2.6 月分	1.85 月分
( 1.45 )月分	( 0.90 )月分	( 1.45 )月分	( 0.90 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算 5~15%		役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

川 辺 町			川辺町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	)		(退職時特別昇給	)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,855 千円	21,632 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### ウ 地域手当 \* 川辺町は制度無し

##### エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	226千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	226千円
支給実績（平成29年度決算）	87千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	87千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成30年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 16歳から22歳の子に5,000円加算	同じ		360千円	360,000円
住居手当	賃貸住宅を借受し、一定額以上の家賃を払っている者 限度月額27,000円	同じ		0千円	0円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 最高限度額55,000円 自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000～31,600円 ※片道2km以上の者に支給	同じ		24千円	24,000円
管理職手当	定額	異なる	算定割合が低い	0千円	0円
単身赴任手当	基礎月額 23,000円	同じ		0千円	0円
宿日直手当	1回 4,400円	同じ		0千円	0円